

大阪教育大学学則（案）

第1章 大学

第1節 目的

（大学の目的）

第1条 大阪教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。

第2節 構成

（学部）

第2条 本学に教育学部を置く。

2 教育学部に次の課程・学科を置く。

学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

教育協働学科

3 教育学部、課程・学科の教育研究上の目的は、別に定める。

第3条 削除

第3節 定員

（定員）

第4条 各課程及び学科等の定員は、次のとおりとする。

学 部	課程又は学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	幼小教育専攻	480		1,920
		次世代教育専攻			
		教科教育専攻			
		特別支援教育専攻			
		小学校教育（夜間）5年専攻	40		200
	養護教諭養成課程			(3年次) 25	75
	小 計		550	(3年次) 25	2,315
	教育協働学科	教育心理学専攻	350		1,400
		健康安全科学専攻			
		理数情報専攻			
		グローバル教育専攻			
		芸術表現専攻			
		スポーツ科学専攻			
	小 計		350		1,400
	合 計		900	(3年次) 25	3,715

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期(前期) 4月1日から9月30日まで

第2学期(後期) 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。この場合において、第1学期(前期)の前半8週を第1ターム、後半8週を第2ターム、第2学期(後期)の前半8週を第3ターム、後半8週を第4タームとする。

(休業日)

第7条 定期休業日を次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

開学記念日 11月1日

- 2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、毎年ごとに定める。
- 3 臨時休業日は、その都度定める。
- 4 休業日であっても、教育実習その他を行うことがある。

第5節 修業年限、教育課程、履修方法等

(修業年限)

第8条 修業年限は4年とする。ただし、小学校教育(夜間)5年専攻にあつては5年とする。

- 2 小学校教育(夜間)5年専攻第3年次編入学した者については、3年とする。
- 3 在学期間は、通算8年、小学校教育(夜間)5年専攻第3年次編入学した者については通算6年を超えてはならない。ただし、再入学及び転入学した者の取扱いについては、別に定める。

(教育課程の編成及び授業の方法)

第9条 教育課程は、大学の目的を達成するために必要な授業科目を開設する教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 4 教育プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修において修得した単位は、60単位を限度に本学で修得したものとみなすことがある。
- 3 前二項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 5 前項により与えることのできる単位数は、第2項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(メディアを利用した授業等の単位認定)

第10条の2 第9条第3項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修並びに入学前の既修得単位等の認定)

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位(大学の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻

科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

- 3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、前条により本学において履修したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学籍

(入学の時期)

第12条 入学は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることがある。

(入学の資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において審査の上、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 小学校教育（夜間）5年専攻第3年次に編入学することのできる者は、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 入学者の選考は、選抜試験により行う。

2 選抜試験の合格者は、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学の許可)

第15条 学長は、前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第74条第1項に定める入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者に、入学を許可する。

(入学の宣誓)

第16条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(再入学)

第17条 第20条に規定する退学した者並びに第24条第1項第1号及び第4号に規定する除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

(転入学)

第18条 本学が認める資格を有する者が、転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

(転籍)

第19条 転籍を願い出た者については、選考の上、転籍を許可することがある。

(願い出による退学、転学)

第20条 退学、転学しようとするときは、学長に願い出なければならない。

(他の大学等への留学等)

第21条 第10条の規定に基づき、他の大学又は短期大学に入学しようとする者及び外国の大学又は短期大学に留学しようとする者並びに短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣の定める学修を行おうとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第8条に規定する修業年限に算入する。

（休学，復学）

第22条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上休学しようとするとき，又は休学期間中にその理由が消滅し復学しようとするときは，学長の許可を得なければならない。

（休学期間及び休学期間の取扱い）

第23条 休学の期間は，1年以内とする。ただし，特別の事情のあるときは，許可を得て2年を限り更新することができる。

2 休学の期間は，通算4年を超えることができない。

3 休学の期間は，在学の期間に算入しない。

（除籍）

第24条 次の各号の一に該当する者は，これを除籍する。

（1）授業料納付の義務を怠り，納付しない者

（2）第8条第3項に規定する在学期間を超えた者

（3）成業の見込みがないと認められる者

（4）行方不明となった者

（5）死亡した者

（6）納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

第7節 卒業及び学位

（卒業の要件）

第25条 卒業の要件は，第8条第1項，又は第2項に定める修業年限以上在学し，別に定める各課程及び学科の卒業に必要な単位数を修得することとする。

2 本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，第8条第1項の規定にかかわらず，別に定めるところにより3年以上在学すれば足りるものとする。ただし，小学校教育（夜間）5年専攻にあっては4年以上とする。

3 卒業は，学年の終わりとする。ただし，学年の途中においても学期の区分に従い，学生を卒業させることができる。

（卒業の認定，学位）

第26条 前条による卒業の要件を満たす者について，教授会の議を経て学長が修了を認定し，学士の学位を授与する。

2 学位の授与については，別に定める。

（教育職員免許状等）

第27条 教育職員免許状及びその他諸資格の取得については，別に定める。

第8節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第28条 本学において，特定の専門事項についての研究を志願する者は，選考の上，研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は，別に定める。

（科目等履修生）

第29条 本学において，特定の授業科目についての履修を志願する者は，選考の上，科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は，別に定める。

（特別聴講学生）

第30条 他の大学又は外国の大学の学生で，本学において，特定の授業科目についての聴講を志願する者は，当該大学との協議に基づき，特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は，別に定める。

（外国人留学生）

第31条 外国人で，教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者は，選考の上，外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は，別に定める。

（規定の準用）

第32条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生については，本節の規定によるほか本章に定める規定を準用する。

第2章 大学院

第1節 目的

（大学院の目的）

第33条 大阪教育大学大学院（以下「大学院」という。）は，教育委員会や学校現場との密接な連携の下での教員養成や現職教員教育を通じて，教員志望学生や現職教員学生に学校現場での課題に即応できる実践的知識・技能を拡充させるための視点と方法を獲得させ，もって学校における高度な専門的能力及び優れた資質を有する専門職としての教員を養成するとともに教育・学習支援の実践力と課題分析力を備え，自らが有する専門性と異分野の知見を組み合わせることで学校・家庭・地域の教育に最適化できる先導的手法を深く探求し，教育現場の課題解決・価値創造の一翼を担う高度な人材を養成することを目的とする。

第2節 構成

（大学院）

第34条 大学院に教育学研究科及び連合教職実践研究科（以下「連合研究科」という。）を置く。

2 教育学研究科は，修士課程とし，連合研究科は，専門職学位課程とする。

3 教育学研究科に，高度教育支援開発専攻を置く。

4 連合研究科に，高度教職開発専攻を置く。

5 連合研究科は，大阪教育大学，関西大学，近畿大学との間で締結された協定書に基づき設置するもので，本学を基幹とし，本学内に設置する。

6 教育学研究科及び連合研究科の各専攻の教育研究上の目的は，別に定める。

第3節 定員

（定員）

第35条 教育学研究科高度教育支援開発専攻の定員は，次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
高度教育支援開発専攻	50	100

2 連合研究科高度教職開発専攻の定員は，次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
高度教職開発専攻	150	300

第4節 学年，学期及び休業日

（学年，学期及び休業日）

第36条 大学院の学年，学期及び休業日は，第5条から第7条の規定を準用する。

第5節 修業年限，教育課程，履修方法等

（修業年限等）

第37条 大学院の標準修業年限は，2年とする。

2 学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修

了することを希望する場合は、当該学生（以下「長期履修学生」という。）の修業年限を３年とすることを認めることができる。

３ 前項の取扱いについては、別に定める。

４ 大学院の在学期間は、通算４年を超えてはならない。ただし、長期履修学生として認められた者の在学期間は、通算５年を超えてはならないものとする。

５ 再入学及び転入学した者の取扱いについては、別に定める。

（指導教員）

第38条 研究科長は、学生の指導教員を定める。

（教育課程の編成及び授業の方法）

第39条 教育課程の編成及び授業の方法は、第９条の規定を準用するほか、別に定める。

（教育方法の特例）

第40条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

（他の大学院における履修）

第41条 教育上有益と認めるときは、本学が定めるところにより、学生に他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修させることがある。

２ 前項の規定により他の大学院又は外国の大学院で履修した期間は、第３７条に規定する修業年限に算入する。

３ 第１項の規定により修得した単位は、教育学研究科にあつては１０単位、連合研究科にあつては修了要件として定める単位数の２分の１を超えない範囲で教育学研究科あるいは連合研究科において修得した単位とみなすことがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第42条 教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

２ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、教育学研究科にあつては１５単位を、連合研究科にあつては前条第３項の規定により連合研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて修了要件として定める単位数の２分の１を超えないものとする。

３ 前二項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

第６節 学籍

（入学の時期）

第43条 大学院の入学は、第１２条の規定を準用する。

（入学資格）

第44条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１） 大学を卒業した者

（２） その他学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０２条の規定により大学を卒業した者と同以上の学力があると認められた者

（入学者の選考）

第45条 入学者の選考は、選抜試験により行う。

２ 選抜試験の合格者は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（入学の許可及び入学の宣誓）

第46条 入学の許可及び入学の宣誓は、第１５条及び第１６条の規定を準用する。

（再入学）

第47条 第４９条に規定する退学した者並びに第５２条第１項第１号及び第４号に規定する除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

（転入学）

第48条 転入学は、第１８条の規定を準用する。

（願い出による退学、転学）

第49条 願い出による退学又は転学は、第20条の規定を準用する。

(休学、復学)

第50条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上休学しようとするとき、又は休学期間中にその理由が消滅し復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第51条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のあるときは、許可を得て2年を限り更新することができる。

2 休学の期間は、通算2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(除籍)

第52条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、納付しない者
- (2) 第37条第4項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者
- (4) 行方不明となった者
- (5) 死亡した者
- (6) 納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

第7節 修了及び学位

(修了の要件)

第53条 修了の要件は、教育学研究科にあっては別に定める各コースの修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第37条第1項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、大学院の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 連合研究科にあっては46単位以上を修得することとする。

(修了の認定、学位)

第54条 前条による修了の要件を満たす者について、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定し、教育学研究科にあっては修士の学位、連合研究科にあっては教職修士（専門職）の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状)

第55条 教育職員免許状の取得については、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第59条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者

は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人留学生については、第31条の規定を準用する。

(規定の準用)

第61条 大学院における研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生については、本節の規定によるほか第1章及び第2章に定める規定を準用する。

第3章 専攻科

第1節 目的

(専攻科の目的)

第62条 大阪教育大学特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）は、大学教育の基礎の上に精深な程度において学芸に関する事項を研究教授し、指導的教育者を養成することを目的とする。

第2節 構成

(専攻科)

第63条 専攻科に特別支援教育専攻を置く。

第3節 定員

(定員)

第64条 特別支援教育専攻の定員は、30人とする。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第65条 専攻科における学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、教育課程、履修方法等

(修業年限)

第66条 専攻科の修業年限は1年とし、在学の期間は2年を超えることができない。

(授業の方法)

第67条 専攻科の授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

第6節 学籍

(入学資格)

第68条 専攻科に入学することのできる者は、幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校教諭の普通免許状のいずれかを有する者であって、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条第2項の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期等)

第69条 専攻科における学籍に関しては、第1章第6節の規定を準用する。ただし、第13条、第19条、第23条第1項ただし書き及び第2項は除く。

第7節 修了等

(修了)

第70条 専攻科に1年以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者には修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第71条 教育職員免許状の取得については、別に定める。

第4章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその納付方法)

第72条 授業料、入学料及び検定料の額並びにその納付方法に関し、必要な事項は別に定める。

2 退学する場合は、その学期の授業料を納付しなければならない。

3 停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第73条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、返還することがある。

(入学料、授業料の免除又は徴収猶予並びに検定料の免除)

第74条 特別の事情がある者については、別に定めるところにより、その入学料又は授業料を免除又は徴収猶予することがある。

2 特別の事情がある者については、別に定めるところにより、その検定料を免除することがある。

3 1学期を通じて休学した場合は、その学期の授業料を免除する。

第5章 賞罰

(表彰)

第75条 学生で学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範とする者があるときは、学長が表彰する。

2 表彰に関し、必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第76条 懲戒は、次の各号の一に該当する者に加える。

(1) 本学の規則に違反した者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(4) 正当の理由がなくて出席常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

(停学期間の取扱い)

第77条 停学期間が3月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第6章 学生宿舎

(学生宿舎)

第78条 本学に学生宿舎を置く。

2 学生宿舎の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第7章 履修証明書を交付する特別の課程

(履修証明プログラム)

第79条 本学は、学校教育法第105条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 履修証明プログラムを修了した者には、修了の事実を証する証明書を交付する。

3 前2項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第80条 地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第9章 雑 則

(その他)

第81条 この学則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月31日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第73条の改正規定は、平成19年度入学志願者から適用する。
- 2 教育学部の障害児教育教員養成課程及び大学院の障害児教育専攻は、改正後の学則第2条第2項及び第34条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該課程・専攻に在学する者が当該課程・専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 教育学部の特別支援教育教員養成課程及び障害児教育教員養成課程の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度の間にあつては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	収容定員		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特別支援教育教員養成課程	45	90	135
障害児教育教員養成課程	135	90	45

- 4 大学院各専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成19年度にあつては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
学校教育専攻	32
国語教育専攻	20
社会科教育専攻	36
数学教育専攻	16
理科教育専攻	36
英語教育専攻	12
家政教育専攻	16

音楽教育専攻	22
美術教育専攻	24
保健体育専攻	20
特別支援教育専攻	12
障害児教育専攻	12
技術教育専攻	6
養護教育専攻	6
実践学校教育専攻	50
健康科学専攻	46
総合基礎科学専攻	28
国際文化専攻	24
芸術文化専攻	24
計	442

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程は、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 教育学部の学校教育教員養成課程、小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度の間にあつては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	収容定員		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学校教育教員養成課程	395	790	1,185
小学校教員養成課程	870	580	290
中学校教員養成課程	315	210	105

附 則

この規則は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月7日から施行し、改正後の第74条第2項の規定は平成23年3月11日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年7月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 研究科各専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成27年度にあっては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
学校教育専攻	31
国語教育専攻	14
社会科教育専攻	31
数学教育専攻	15
理科教育専攻	32
家政教育専攻	11
音楽教育専攻	23
美術教育専攻	22
特別支援教育専攻	22
実践学校教育専攻専攻	45

- 3 連合研究科高度教職開発専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成27年度にあっては、30名とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 平成29年度以降の第二部第3年次編入学者については、なお従前のとおりとする。
- 4 教育学部の幼稚園教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、教養学科及び第二部小学校教員養成課程は、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日（第二部第3年次編入学者については平成31年3月31日）に当該課程・学科に在学する者が当該課程・学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 教育学部の初等教育教員養成課程幼児教育専攻及び小学校教育専攻昼間コース並びに教育協働学科、幼稚園教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び教養学科の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度
初等教育教員養成課程	幼児教育専攻		15	30	45

	小学校教育専攻	昼間コース	45	90	135
学校教育教員養成課程			1,605	1,630	1,655
教育協働学科			350	700	1,050
幼稚園教員養成課程			45	30	15
特別支援教育教員養成課程			135	90	45
教養学科			1,215	810	405

6 教育学部の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース及び第二部小学校教員養成課程の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成29年度から平成32年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員			
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
初等教育教員養成課程	小学校教育専攻	夜間コース (5年課程)	40	80	120 (3年次) 25	160 (3年次) 50
第二部小学校教員養成課程			160 (3年次) 150	120 (3年次) 150	80 (3年次) 100	40 (3年次) 50

7 大阪教育大学卒業に関する規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 教育学研究科学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、英語教育専攻、家政教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、特別支援教育専攻、技術教育専攻、養護教育専攻及び実践学校教育専攻は、改正後の学則第34条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 連合研究科高度教職開発専攻並びに教育学研究科学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、英語教育専攻、家政教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、特別支援教育専攻、技術教育専攻、養護教育専攻及び実践学校教育専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成31年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
高度教職開発専攻	180
学校教育専攻	15
国語教育専攻	6
社会教育専攻	15
数学教育専攻	7
理科教育専攻	14

英語教育専攻	6
家政教育専攻	5
音楽教育専攻	11
美術教育専攻	10
保健体育専攻	10
特別支援教育専攻	10
技術教育専攻	3
養護教育専攻	3
実践学校教育専攻	15

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

- この規則は、令和３年４月１日から施行する。
- 令和２年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 教育学教育学研究科健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻及び芸術文化専攻は、改正後の学則第３４条第３項の規定にかかわらず、令和３年３月３１日時点で当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまで、存続するものとする。
- 教育学研究科健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻及び芸術文化専攻の収容定員は、改正後の学則第３５条第１項の規定にかかわらず、令和３年度にあっては、次の表のとおりとする。

専攻	収容定員
高度教育支援開発専攻	50
健康科学専攻	21
総合基礎科学専攻	16
国際文化専攻	12
芸術文化専攻	12

附 則

- この規則は、令和６年４月１日から施行する。
- 令和５年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 令和６年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第３年次編入学者については、なお従前のとおりとする。
- 教育学部の初等教育教員養成課程は、改正後の学則第２条第２項の規定にかかわらず、令和６年３月３１日（初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第３年次編入学者については令和８年３月３１日）に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 教育学部の学校教育教員養成課程幼小教育専攻，次世代教育専攻，教科教育専攻及び特別支援教育専攻並びに初等教育教員養成課程幼児教育専攻及び小学校教育専攻昼間コースの収容定員は，改正後の学則第4条の規定にかかわらず，令和6年度から令和8年度の間にあつては，次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校教育教員養成課程	幼小教育専攻		480	960	1,440
	次世代教育専攻				
	教科教育専攻				
	特別支援教育専攻				
初等教育教員養成課程	幼児教育専攻		45	30	15
	小学校教育専攻	昼間コース	135	90	45

- 6 教育学部の学校教育教員養成課程小学校教育（夜間）5年専攻及び初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コースの収容定員は，改正後の学則第4条の規定にかかわらず，令和6年度から令和9年度の間にあつては，次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校教育教員養成課程	小学校教育（夜間）5年専攻		40	80	120 (3年次) 25	160 (3年次) 50
初等教育教員養成課程	小学校教育専攻	夜間コース (5年課程)	160 (3年次) 75	120 (3年次) 75	80 (3年次) 50	40 (3年次) 25

大阪教育大学教育学部履修規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪教育大学教育プログラム規程第7条第2項の規定に基づき、大阪教育大学教育学部（以下「学部」という。）における教育課程の編成及び履修方法等について必要な事項を定める。

（教育課程の編成）

第2条 学部は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（学生の所属）

第3条 学生は、学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程、教育協働学科のうち、別表1に定めるいずれかの専攻またはコース（以下「専攻等」という。）に所属するものとする。

（授業科目等）

第4条 学部において開設する授業科目は、別表2のとおりとする。

2 前項に定める授業科目と単位数は、別表3のとおりとする。

3 前項に定める授業科目のうち、基盤教養科目の分野別科目として開講する授業科目は別に定める。

4 教育協働学科において、教育職員免許状取得に関する科目として開設する授業科目は、別表4のとおりとする。

5 学部において、学校図書館司書教諭資格取得に関する科目として開設する授業科目は、別表5のとおりとする。

6 第2項に定める授業科目のうち、学則第10条の2により認定する遠隔授業科目として開設する授業科目は、別表6のとおりとする。なお、基盤教養科目の分野別科目における遠隔授業科目は、第3項により、別に定める。（履修基準及び卒業に必要な単位数）

第5条 各課程及び学科等の履修基準及び卒業に必要な単位数は、別表7のとおりとする。

（他の専攻等の授業科目の履修）

第6条 学生は、必要に応じて所属する専攻等以外の授業科目及び第4条第5項に定める学校図書館司書教諭資格に関する授業科目を履修することができるものとし、前条に規定する卒業要件単位数に含めることができるものとする。

（単位の計算基準）

第7条 単位の計算基準は、別に定める。

（成績評価基準の明示等）

第8条 学部は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 定期試験とその成績評価基準等は、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第9条 学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修申請)

第 10 条 学生は、当該学期内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところにより、履修の申請をしなければならない。

(単位の認定)

第 11 条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 学則第 2 4 条第 1 号及び第 6 号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

3 前項の規定にかかわらず、学則第 2 4 条第 1 号の規定により除籍された者が、大阪教育大学再入学に関する規程に基づき再入学した場合の単位の取扱いは、当該規程の定めるところによる。

(学修成果の評価)

第 12 条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレードポイント（以下「GP」という。）を与え、これに基づき成績評価の平均値（以下「GPA」という。）を算出する。

2 GP 及び GPA の算出方法等については、別に定める。

(不正行為)

第 13 条 第 8 条第 3 項に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、別に定める処置を行うものとする。

2 不正行為の防止と対応については、学長が別に定める。

(教育職員免許状)

第 14 条 学生の所属する専攻等の区分に応じ、必要な単位数を修得することによって授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、別表 8 のとおりとする。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 9 年 3 月 3 1 日以前に入学した者に係る所属、授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数、学修成果の評価、教育職員免許状については、第 1 2 条、第 1 4 条、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 7 及び別表 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 2 9 年度以降の第二部第 3 年次編入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育協働学科教育心理科学専攻の平成 2 9 年度入学生に適用する別表 3 については、なお従前の例による。

3 改正後の別表 4 については、教育協働学科の平成 2 9 年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に本学に在学している者に係る教育課程については、その者が卒業するまでの間、なお従前の例による。平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度に入学した第 3 年次編入学者のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 8 7 号）附則第 5 条及び

第6条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受ける者に係る教育課程についても、同様とする。

- 3 この規程の施行前に本学に在学している者で、卒業するまでに改正前の別表3及び別表4に規定する科目について、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得した者は、改正後の別表3及び別表4に規定された科目について、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得したものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等については、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等については、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数については、別表3、別表4及び別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に本学に在学している者で、卒業するまでに改正前の別表3及び別表4に規定する科目において、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得した者は、改正後の別表3及び別表4に規定された科目において、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得したものとみなす。
- 4 令和4年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第3年次編入学者については、別表3の規定にかかわらず、教職専門科目を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等については、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に入学した者に係る所属、授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数、教育職員免許状については、第3条、別表2、別表3、別表4、別表7及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和6年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第3年次編入学者につい

ては，なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

課程・学科	専攻	コース
学校教育教員養成課程	幼小教育専攻	幼児教育コース 小学校教育コース
	次世代教育専攻	教育探究コース I C T教育コース
	教科教育専攻	国語教育コース 英語教育コース 社会科教育コース 数学教育コース 理科教育コース 技術教育コース 家政教育コース 保健体育コース 音楽教育コース 美術・書道教育コース
	特別支援教育専攻	
	小学校教育（夜間） 5 年専攻	編入学含む
養護教諭養成課程		
教育協働学科	教育心理科学専攻	
	健康安全科学専攻	
	理数情報専攻	自然科学コース
		数理情報コース
	グローバル教育専攻	英語コミュニケーションコース
		多文化リテラシーコース
	芸術表現専攻	音楽表現コース
		美術表現コース
	スポーツ科学専攻	

別表 2（第 4 条第 1 項関係）

教養教育科目群	導入科目
	基盤教養科目
	グローバル教育科目
	体育科目
	情報活用科目
教職教育科目群	教職基礎科目
	教職専門科目
	フラッグシップ指定科目
	保育内容指導法科目
	初等教科教育法科目
	中等教科教育法科目
	学校インターンシップ科目
専攻専門科目群	幼稚園教育専門科目
	領域専門科目
	小学校教科専門科目
	系列専門科目
	専攻共通科目
	コース専門科目
	特別支援教育専門科目
	養護教育専門科目
教育基礎科目	
教育協働科目	協働共通科目
	専攻共通科目
	プロジェクト演習科目
専攻分野科目	
卒業研究	

別表 3 (第4条第2項関係)

教養教育科目群（学校教育教員養成課程（小学校教育（夜間）5年専攻を除く）・養護教諭養成課程）

科目区分		授業科目名称	単位数
教養教育科目群	導入科目	大学入門ゼミ	1
	基盤教養科目 (分野別科目)	思索と芸術	1
		国際と地域	1
		歴史と社会	1・2
		人間と生活	1
		生命と環境	1
		数理情報と自然	1
		教育とキャリア	1
		多様性と共生社会	1
	グローバル教育科目	英語(T)Ⅰ a	1
		英語(T)Ⅰ b	1
		英語(T)Ⅱ a	1
		英語(T)Ⅱ b	1
		ドイツ語Ⅰ a	1
		ドイツ語Ⅰ b	1
		ドイツ語Ⅱ a	1
		ドイツ語Ⅱ b	1
		フランス語Ⅰ a	1
		フランス語Ⅰ b	1
		フランス語Ⅱ a	1
		フランス語Ⅱ b	1
		中国語Ⅰ a	1
		中国語Ⅰ b	1
		中国語Ⅱ a	1
		中国語Ⅱ b	1
		外国語コミュニケーション	2
		韓国語Ⅰ a	1
		韓国語Ⅰ b	1
		韓国語Ⅱ a	1
		韓国語Ⅱ b	1
		国際協働学習	1
	体育科目	スポーツ実技 a	1
		スポーツ実技 b	1
	情報活用科目	情報活用基礎Ⅰ	1
		情報活用基礎Ⅱ	1
		情報活用基礎Ⅲ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (幼小教育専攻_幼児教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
教職教育科目群	教職基礎科目	必修科目	人権教育の基礎	1
			幼小連携教育論Ⅰ	1
			幼小連携教育論Ⅱ	1
		選択必修科目	特別支援教育の実践	1
			発達障害教育論	1
			人権教育の実践	1
	教職専門科目	必修科目	教育総論	1
			教職へのとびら	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全	2
			発達と学習の心理学	2
			特別支援教育の基礎	1
			幼児教育課程論	2
			幼児教育指導法	2
			幼児理解と教育相談	2
			教育実習	5
			教職実践演習 (幼・小)	2
	科フラッグシップ指定	必修科目	ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			教職のための省察入門	1
			教職専門性と省察	1
	保育内容指導法科目	必修科目	健康の指導法	2
			環境の指導法	2
			表現の指導法Ⅰ	1
			表現の指導法Ⅱ	1
			人間関係の指導法	2
			言葉の指導法	2
	プンン学校 科シタ校 目ツイ	必修科目	幼児教育インターンシップ	2
専攻専門科目群	幼稚園教育専門科目	必修科目	幼児教育実践総論	2
			ピアノ表現演習Ⅰ	1
			ピアノ表現演習Ⅱ	1
			表現指導基礎演習Ⅰ	1
			表現指導基礎演習Ⅱ	1
			幼児教育研究調査法Ⅰ	1
			幼児教育研究調査法Ⅱ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (幼小教育専攻_幼児教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
			就学前の教育学	2
			表現指導演習Ⅰ	1
			表現指導演習Ⅱ	1
			幼児教育分析演習	1
			幼児教育プロジェクト演習Ⅰ	1
			幼児教育プロジェクト演習Ⅱ	1
			幼児臨床学	1
			幼児教育学特講	1
			幼児教育探究演習Ⅰ	1
			幼児教育探究演習Ⅱ	1
		選択必修科目	保育内容特講	1
			家庭地域連携の政策	1
			保育内容実践演習Ⅰ（健やかなからだ）	1
			保育内容実践演習Ⅱ（伸びやかなそうぞう）	1
			保育内容実践演習Ⅲ（繋がりあうドラマ）	1
			保育内容実践演習Ⅳ（響きあうハーモニー）	1
			保育とダイバーシティ	2
		選択科目	幼児教育実践研究Ⅰ	1
			幼児教育実践研究Ⅱ	1
			幼児教育実践研究Ⅲ	1
			幼児教育実践研究Ⅳ	1
	領域専門科目	必修科目	幼児と健康	1
			幼児と人間関係	1
			幼児と環境	1
			幼児と言葉	1
			幼児と表現Ⅰ	1
			幼児と表現Ⅱ	1
	小学校教科専門科目	必修科目	国語（書写及びICTの活用を含む。）	1
			社会（ICTの活用を含む。）	1
			算数（ICTの活用を含む。）	1
			理科（ICTの活用を含む。）	1
生活（ICTの活用を含む。）			1	
音楽（ICTの活用を含む。）			1	
図画工作（ICTの活用を含む。）			1	
家庭（ICTの活用を含む。）			1	
体育（ICTの活用を含む。）			1	
英語（ICTの活用を含む。）			1	
卒業研究			4	

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (幼小教育専攻_小学校教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
教職教育科目群	教職基礎科目	必修科目	人権教育の基礎	1
			幼小連携教育論Ⅰ	1
			幼小連携教育論Ⅱ	1
		選択必修科目	特別支援教育の実践	1
			発達障害教育論	1
			人権教育の実践	1
	教職専門科目	必修科目	教育総論	1
			教職へのとびら	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全	2
			発達と学習の心理学	2
			特別支援教育の基礎	1
			道德教育論	2
			総合的な学習の時間の指導法	1
			特別活動論	1
			教育課程論 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1
			教育方法論	1
			ICT活用の理論と方法	1
			生徒指導論	1
			進路指導論	1
			教育相談の理論と方法	1
			教育実習	5
			教職実践演習 (幼・小)	2
	フラッグシップ指定科目	必修科目	ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			教職のための省察入門	1
			教科横断と探究学習Ⅰ	1
			教育データの活用Ⅰ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅰ	1
			学習者中心の授業デザインⅠ	1
			教職専門性と省察	1
			教育データの活用Ⅱ	1
			学習者中心の授業デザインⅡ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (幼小教育専攻_小学校教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
	初等 教科 教育 法 科 目	必修科目	初等国語科教育法 (書写を含む。)	1
			初等社会科教育法	1
			算数科教育法	1
			初等理科教育法	1
			生活科教育法	1
			初等音楽科教育法	1
			図画工作科教育法	1
			初等家庭科教育法	1
			体育科教育法	1
			初等英語科教育法	1
	プ ン ン 学 科 シ タ 校 目 ツ ー イ	必修科目	学校インターンシップ体験	2
専 攻 専 門 科 目 群	領 域 専 門 科 目	必修科目	幼児と健康	1
			幼児と人間関係	1
			幼児と環境	1
			幼児と言葉	1
		選択必修科目	幼児と表現Ⅰ	1
			幼児と表現Ⅱ	1
	小 学 校 教 科 専 門 科 目	必修科目	国語 (書写及びICTの活用を含む。)	1
			社会 (ICTの活用を含む。)	1
			算数 (ICTの活用を含む。)	1
			理科 (ICTの活用を含む。)	1
			生活 (ICTの活用を含む。)	1
			音楽 (ICTの活用を含む。)	1
			図画工作 (ICTの活用を含む。)	1
			家庭 (ICTの活用を含む。)	1
			体育 (ICTの活用を含む。)	1
			英語 (ICTの活用を含む。)	1
	系 列 専 門 科 目	必修科目	課題研究Ⅰ	1
			課題研究Ⅱ	1
		教育・ 実習 実践 系列	教育学研究Ⅰ a	1
			教育学研究Ⅰ b	1
			教育学研究Ⅱ a	1
			教育学研究Ⅱ b	1
			応用行動分析学 a	1
			応用行動分析学 b	1
			心理学研究法 a	1
			心理学研究法 b	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (幼小教育専攻_小学校教育コース)

科目区分				授業科目名称	単位数
				心理学特講 a	1
				心理学特講 b	1
				学校インターンシップ I	2
				ものづくり教育研究 a	1
				ものづくり教育研究 b	1
				I C T教育の実践研究 a	1
				I C T教育の実践研究 b	1
				学校インターンシップ II	2
	教科教育系列	選択科目	国語科学習指導研究 a	1	
			国語科学習指導研究 b	1	
			社会科学習指導研究 a	1	
			社会科学習指導研究 b	1	
			英語科学習指導研究 a	1	
			英語科学習指導研究 b	1	
			数学入門 a	1	
			数学入門 b	1	
			数学・数学教育演習 a	1	
			数学・数学教育演習 b	1	
			理科の実験 I a	1	
			理科の実験 I b	1	
			理科の実験 II a	1	
			理科の実験 II b	1	
			音楽科学習指導研究 a	1	
			音楽科学習指導研究 b	1	
			図画工作科学習指導研究 a	1	
			図画工作科学習指導研究 b	1	
			体育科学習指導研究 a	1	
			体育科学習指導研究 b	1	
			学校保健学 a	1	
			学校保健学 b	1	
			生活科学 a	1	
			生活科学 b	1	
卒業研究					4

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (次世代教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
教職教育科目群	教職基礎科目	必修科目	人権教育の基礎	1
			小・中一貫教育概論	1
		選択科目	特別支援教育の実践	1
			発達障害教育論	1
			人権教育の実践	1
	教職専門科目	必修科目	教育総論	1
			教職へのとびら	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全	2
			発達と学習の心理学	2
			特別支援教育の基礎	1
			道德教育論	2
			総合的な学習の時間の指導法	1
			特別活動論	1
			教育課程論 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1
			教育方法論	1
			ICT活用の理論と方法	1
			生徒指導論	1
			進路指導論	1
			教育相談の理論と方法	1
			教職実践演習 (小・中・高)	2
		選択必修科目	教育実習	5
			教育実習	3
		選択科目	併修教育実習	3
	フラッグシップ指定科目	必修科目	ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			教職のための省察入門	1
			教科横断と探究学習Ⅰ	1
			教育データの活用Ⅰ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅰ	1
			学習者中心の授業デザインⅠ	1
			教職専門性と省察	1
		選択必修科目	教科横断と探究学習Ⅱ	1
			教育データの活用Ⅱ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅱ	1
			学習者中心の授業デザインⅡ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (次世代教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数		
専攻専門科目群	初等教科教育法科目	選択必修科目	初等国語科教育法（書写を含む。）	1		
			初等社会科教育法	1		
			算数科教育法	1		
			初等理科教育法	1		
			生活科教育法	1		
			初等音楽科教育法	1		
			図画工作科教育法	1		
			初等家庭科教育法	1		
			体育科教育法	1		
			初等英語科教育法	1		
	中等教科教育法科目	選択必修科目	情報科教育法Ⅰ	2		
			情報科教育法Ⅱ	2		
			数学科教育法Ⅰ	2		
			数学科教育法Ⅱ	2		
			数学科教育法Ⅲ	2		
			数学科教育法Ⅳ	2		
	ン学校ツイ ン科目	必修科目	教職インターンシップⅠ	2		
		選択科目	教職インターンシップⅡ	2		
			特別支援学校インターンシップ	2		
			連携協働活動演習	1		
小学校教科専門科目	選択必修科目	国語（書写及びICTの活用を含む。）	1			
		社会（ICTの活用を含む。）	1			
		算数（ICTの活用を含む。）	1			
		理科（ICTの活用を含む。）	1			
		生活（ICTの活用を含む。）	1			
		音楽（ICTの活用を含む。）	1			
		図画工作（ICTの活用を含む。）	1			
		家庭（ICTの活用を含む。）	1			
		体育（ICTの活用を含む。）	1			
		英語（ICTの活用を含む。）	1			
		通専 科攻 目共	必修科目	学校におけるICT活用	1	
				インクルーシブ教育実践論	1	
		卒業研究				4

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (次世代教育専攻_教育探究コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		教育科学入門	2
		教育探究ゼミナールⅠ	1
		教育探究ゼミナールⅡ	1
		選択必修科目	
		教育の哲学的探究	2
		共生する社会と教育方法学	2
		教育の社会学的探究	2
		ダイバーシティと教育行政	2
		心理学実験	1
		世界の心理学研究	1
		心理学の問題探究	1
		現代社会と道徳的価値	1
		道徳的行為の多面的理解	1
		道徳思想の探究	2
		道徳教育のための道徳性発達心理学	2
		学校教育と子ども文化	1
		教育探究演習Ⅰ	1
		教育探究演習Ⅱ	1
		教育探究演習Ⅲ	1
		教育探究演習Ⅳ	1
		道徳授業の実際	2
		先進的生徒指導論	1
		先進的授業開発論	1
		STEAMとカリキュラムデザイン	1
		心理学研究のための統計法演習	1
		心理学研究のための研究法演習	1
		発達の科学	2
		行動と学習の科学	2
		対人心理の探究	2
		子どもの育ちとこころの援助	2
		選択科目	
		ダイバーシティ時代の学校と社会	2
		子どもとつくる教育方法学	2
		ダイバーシティと学校経営	2
		心理学の最前線Ⅰ	2
		心理学の最前線Ⅱ	2
		世界の道徳教育	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (次世代教育専攻 ICT教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	情報倫理	2
			情報処理演習	2
			情報と職業	2
			計算機科学	2
			データサイエンスⅠ	2
			情報通信ネットワーク	2
			ICTを活用した教材開発	2
			ICTを活用した学習環境構築	2
			ICT課題研究Ⅰ	1
			ICT課題研究Ⅱ	1
		選択科目	教育メディアの表現	2
			プログラミングとグループワークⅠ	2
			プログラミングとグループワークⅡ	2
			情報理論	2
			プログラム言語	2
			教育メディアの技術	2
			データサイエンスⅡ	2
			データ構造とアルゴリズム	2
			ロボット教材とプログラミングA	1
			ロボット教材とプログラミングB	1
			システムソフトウェア	2
			情報通信ネットワーク演習	2
			ソフトウェア設計・開発	2
			データベース演習	2
			ICTを活用した教育支援	2
	コース専門科目(数学)	選択必修科目	線形代数学a	2
			微分積分学a	2
			代数学a	2
			代数学b	2
			幾何学	2
			解析学a	2
			解析学b	2
			確率・統計概論	2
			コンピュータ	2
		選択科目	線形代数学b	2
			微分積分学b	2
			距離空間	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
教職教育科目群	教職基礎科目	必修科目	人権教育の基礎	1
			小・中一貫教育概論	1
		選択科目	特別支援教育の実践	1
			発達障害教育論	1
			人権教育の実践	1
	教職専門科目	必修科目	教育総論	1
			教職へのとびら	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全	2
			発達と学習の心理学	2
			特別支援教育の基礎	1
			道徳教育論	2
			総合的な学習の時間の指導法	1
			特別活動論	1
			教育課程論 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1
			教育方法論	1
			ICT活用の理論と方法	1
			生徒指導論	1
			進路指導論	1
			教育相談の理論と方法	1
			教育実習	5
			教職実践演習 (小・中・高)	2
		選択必修科目	教育実習	3
		選択科目	併修教育実習	3
	フラッグシップ指定科目	必修科目	ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			教職のための省察入門	1
			教科横断と探究学習Ⅰ	1
			教育データの活用Ⅰ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅰ	1
			学習者中心の授業デザインⅠ	1
			教職専門性と省察	1
		選択必修科目	教科横断と探究学習Ⅱ	1
			教育データの活用Ⅱ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅱ	1
			学習者中心の授業デザインⅡ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
	初等教科教育法科目	必修科目	初等国語科教育法 (書写を含む。)	1
			初等社会科教育法	1
			算数科教育法	1
			初等理科教育法	1
			生活科教育法	1
			初等音楽科教育法	1
			図画工作科教育法	1
			初等家庭科教育法	1
			体育科教育法	1
			初等英語科教育法	1
	中等教科教育法科目	選択必修科目	中等国語科教育法Ⅰ	2
			中等国語科教育法Ⅱ	2
			中等国語科教育法Ⅲ	2
			中等国語科教育法Ⅳ	2
			中等英語科教育法Ⅰ	2
			中等英語科教育法Ⅱ	2
			中等英語科教育法Ⅲ	2
			中等英語科教育法Ⅳ	2
			中等社会科 (地歴) 教育法Ⅰ	2
			中等社会科 (公民) 教育法Ⅱ	2
			中等社会科 (地歴) 教育法Ⅲ	2
			中等社会科 (公民) 教育法Ⅳ	2
			数学科教育法Ⅰ	2
			数学科教育法Ⅱ	2
			数学科教育法Ⅲ	2
			数学科教育法Ⅳ	2
			中等理科教育法Ⅰ	2
			中等理科教育法Ⅱ	2
			中等理科教育法Ⅲ	2
			中等理科教育法Ⅳ	2
			保健体育科教育法Ⅰ	2
			保健体育科教育法Ⅱ	2
			保健体育科教育法Ⅲ	2
			保健体育科教育法Ⅳ	2
			技術科教育法Ⅰ	2
			技術科教育法Ⅱ	2
			技術科教育法Ⅲ	2
			技術科教育法Ⅳ	2
			中等家庭科教育法Ⅰ	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数	
			中等家庭科教育法Ⅱ	2	
			中等家庭科教育法Ⅲ	2	
			中等家庭科教育法Ⅳ	2	
			中等音楽科教育法Ⅰ	2	
			中等音楽科教育法Ⅱ	2	
			中等音楽科教育法Ⅲ	2	
			中等音楽科教育法Ⅳ	2	
			美術科教育法Ⅰ	2	
			美術科教育法Ⅱ	2	
			美術科教育法Ⅲ	2	
			美術科教育法Ⅳ	2	
			書道科教育法Ⅰ	2	
			書道科教育法Ⅱ	2	
			選択科目	工業科教育法Ⅰ	2
				工業科教育法Ⅱ	2
	ン学校 ツイ プン 科タ 目	必修科目	教職インターンシップⅠ	2	
		選択科目	教職インターンシップⅡ	2	
			特別支援学校インターンシップ	2	
			連携協働活動演習	1	
専攻 専門 科目 群	小学 校教 科専 門科 目	必修科目	国語（書写及びICTの活用を含む。）	1	
			社会（ICTの活用を含む。）	1	
			算数（ICTの活用を含む。）	1	
			理科（ICTの活用を含む。）	1	
			生活（ICTの活用を含む。）	1	
			音楽（ICTの活用を含む。）	1	
			図画工作（ICTの活用を含む。）	1	
			家庭（ICTの活用を含む。）	1	
			体育（ICTの活用を含む。）	1	
			英語（ICTの活用を含む。）	1	
			卒業研究		

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_国語教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	小学校教科内容 (国語)	2
			国語学概論 A	1
			国語学概論 B	1
			国文学概論 A	1
			国文学概論 B	1
			漢文学概論 A	1
			漢文学概論 B	1
			国語学特論 A	1
			国語学特論 B	1
			国文学特論 A	1
			国文学特論 B	1
			書道概論 I (書写を中心とする。)	1
			書道概論 II (書写を中心とする。)	1
		選択科目	国語科教育入門 A	1
			国語科教育入門 B	1
			国語科資質・能力開発論 I	2
			国語科資質・能力開発論 II	2
			国語学講義 I A	1
			国語学講義 I B	1
			国語学講義 II	2
			国文学講義 I A	1
			国文学講義 I B	1
			国文学講義 II	2
			国語科授業実践論	2
			小中連携国語科学習開発論	2
			国語教育実践演習 I	2
			国語教育実践演習 II	2
			国語学研究 I	2
			国語学研究 II	2
			国文学研究 I	2
			国文学研究 II	2
			国語教育学研究 I	2
			国語教育学研究 II	2
			国語教育ゼミナール I	1
			国語教育ゼミナール II	1

別表 3（第4条第2項関係）

学校教育教員養成課程開設科目（教科教育専攻_英語教育コース）

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		英語音声学Ⅰ	2
		Introduction to British and American Literature	2
		Integrated EnglishⅠ	2
		比較文化論	2
		英文法研究	2
		Integrated EnglishⅡ	2
		小学校教科内容（英語）	2
		中等英語科授業研究	2
		英語教育セミナーⅠ	1
		英語教育セミナーⅡ	1
		選択科目	
		Speech Communication in EnglishⅠ	2
		Speech Communication in EnglishⅡ	2
		英語音声学Ⅱ	2
		応用言語学	2
		Advanced CommunicationⅠ	2
		Advanced CommunicationⅡ	2
		英語科評価論	2
		小学校英語科授業研究	2
		History of British and American Literature	2
		Introduction to English LinguisticsⅠ	2
		Introduction to English LinguisticsⅡ	2
		英語学研究Ⅰ	2
		英語学研究Ⅱ	2
		Advanced CommunicationⅢ	2
		Advanced CommunicationⅣ	2
		TEFL Studies（TEFL研修認定科目）	2
		英語教育学研究Ⅰ	1
		英語教育学研究Ⅱ	1
		英語教育学研究Ⅲ	1
		英語教育学研究Ⅳ	1
		英語教育学研究Ⅴ	1
		英語教育学研究Ⅵ	1
		英語教育学研究Ⅶ	1
		英語教育学研究Ⅷ	1
		Academic Writing	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_社会科教育コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		小学校教科内容 (社会)	2
		地誌概論	2
		世界史概説	2
		地理学概論	2
		日本史概説	2
		社会科発展演習Ⅰ	1
		社会科発展演習Ⅱ	1
		選択必修科目	
		社会学	2
		経済学	2
		哲学の基礎	2
		法律学	2
		政治学	2
		倫理学の基礎	2
		人間と宗教	2
		選択科目	
		自然地理学の基礎	2
		人文地理学の基礎	2
		歴史探究の基礎	2
		社会調査	2
		西洋思想概論	2
		倫理学諸問題	2
		社会科教育学基礎論	2
		社会科基礎演習Ⅰ	2
		社会科基礎演習Ⅱ	2
		自然地理学特講	2
		人文地理学特講	2
		地理探究の基礎	2
		日本史特講Ⅰ	2
		日本史特講Ⅱ	2
		東洋史特講	2
		西洋史特講	2
		社会学特講	2
		哲学諸問題	2
		公民科探究	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_数学教育コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		小学校教科内容 (算数)	2
		線形代数学 a	2
		線形代数学 b	2
		微分積分学 a	2
		微分積分学 b	2
		代数学 a	2
		代数学 b	2
		距離空間	2
		幾何学	2
		解析学 a	2
		解析学 b	2
		確率・統計概論	2
		コンピュータ	2
		選択科目	
		代数学 c	2
		解析学 c	2
		確率論	2
		算数・数学教育論	2
		代数学 I	2
		代数学 II	2
		幾何学 I	2
		幾何学 II	2
		解析学 I	2
		解析学 II	2
		応用数理 I	2
		応用数理 II	2
		数理探究	2
		数学演習 a	1
		数学演習 b	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_理科教育コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		物理学ⅠA	1
		化学ⅠA	1
		生物学ⅠA	1
		地学ⅠA	1
		小学校教科内容(理科)	2
		物理学ⅡA	1
		化学ⅡA	1
		生物学ⅡA	1
		地学ⅡA	1
		物理学実験Ⅰ	1
		化学実験Ⅰ	1
		生物学実験Ⅰ	1
		地学実験Ⅰ	1
		選択科目	
		物理学ⅠB	1
		化学ⅠB	1
		生物学ⅠB	1
		地学ⅠB	1
		科学のための数学	2
		物理学ⅡB	1
		化学ⅡB	1
		生物学ⅡB	1
		地学ⅡB	1
		力学	2
		電磁気学	2
		無機化学入門	2
		物理化学	2
		動物科学	2
		植物科学	2
		気象学	2
		天文学	2
		地球学	2
		物理学Ⅲ	1
		化学Ⅲ	1
		生物学Ⅲ	1
		地学Ⅲ	1
		熱力学	2
		物理学実験Ⅱ	1
		反応有機化学	2

別表 3（第4条第2項関係）

学校教育教員養成課程開設科目（教科教育専攻_理科教育コース）

科目区分			授業科目名称	単位数
			化学実験Ⅱ	1
			生命科学	2
			生物学実験Ⅱ	1
			地学野外実習	1
			理科ゼミナールⅠ	1
			理科ゼミナールⅡ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_技術教育コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		木材加工学Ⅰ(実習を含む。)	1
		金属加工学Ⅰ(実習を含む。)	1
		情報基礎(実習を含む。)	2
		工学基礎	1
		工業数学B	1
		木材加工学実習	1
		製図Ⅰ	1
		製図Ⅱ	1
		金属加工学実習	1
		機械工学Ⅰ	2
		機械工学Ⅱ	2
		電気工学Ⅰ	2
		電気工学Ⅱ	2
		電気工学実験	1
		栽培Ⅰ(実習を含む。)	1
		栽培Ⅱ	1
		情報基礎実習	1
		木材加工学Ⅱ(実習を含む。)	1
		機械工学実験	1
		選択科目	
		プログラミング入門	2
		工学概論	1
		工業数学A	2
		技術科内容論	2
		データ処理	2
		木材加工学Ⅲ	2
		金属加工学Ⅱ(実習を含む。)	1
		金属加工学Ⅲ	2
		電子計算機	2
		情報処理	2
		制御・情報工学	2
		電子情報実習	1
		職業指導	2
		技術教育演習Ⅰ	1
		技術教育演習Ⅱ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_家政教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	生活経営学Ⅰ (家庭経済学を含む。)	1
			生活経営学Ⅱ	1
			被服学Ⅰ	1
			被服学Ⅱ	1
			住居学Ⅰ	1
			住居学Ⅱ	1
			住居学演習Ⅰ (製図を含む。)	1
			住居学演習Ⅱ	1
			保育学Ⅰ	1
			保育学Ⅱ	1
			小学校教科内容 (家庭)	2
			家族関係学Ⅰ	1
			家族関係学Ⅱ	1
			被服製作実習Ⅰ	1
			被服製作実習Ⅱ	1
			食物学Ⅰ (栄養学及び食品学を含む。)	1
			食物学Ⅱ	1
			調理学実習Ⅰ	1
			調理学実習Ⅱ	1
			保育学実習Ⅰ (家庭看護を含む。)	1
			保育学実習Ⅱ	1
			家庭科基礎演習	1
			家庭科発展演習Ⅰ	1
			家庭科発展演習Ⅱ	1
		選択科目	被服学Ⅲ	1
			住環境と安全	2
			保育学Ⅲ	1
			生活機器論 (情報処理を含む。)	2
			被服学実験	2
			被服製作実習Ⅲ	1
			食物学Ⅲ	1
			食物学実験	2
			調理学実習Ⅲ	1
			環境安全論	2
			保育学演習	2
			家庭科教育学演習	2
			生活研究論Ⅰ	1
			生活調査研究法Ⅰ	1

別表 3（第4条第2項関係）

学校教育教員養成課程開設科目（教科教育専攻_家政教育コース）

科目区分			授業科目名称	単位数
			<u>生活研究論Ⅱ</u>	<u>1</u>
			<u>生活調査研究法Ⅱ</u>	<u>1</u>

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_保健体育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	<u>運動生理学Ⅰ</u>	<u>1</u>
			<u>運動生理学Ⅱ</u>	<u>1</u>
			<u>衛生学及び公衆衛生学Ⅰ</u>	<u>1</u>
			<u>衛生学及び公衆衛生学Ⅱ</u>	<u>1</u>
			<u>水泳</u>	<u>1</u>
			<u>器械運動</u>	<u>1</u>
			<u>体づくり運動</u>	<u>1</u>
			<u>運動学Ⅰ</u>	<u>1</u>
			<u>運動学Ⅱ</u>	<u>1</u>
			<u>学校保健Ⅰ</u>	<u>1</u>
			<u>学校保健Ⅱ</u>	<u>1</u>
			<u>陸上競技</u>	<u>1</u>
			<u>ダンス</u>	<u>1</u>
			保健体育学研究各論演習 A	1
			保健体育学研究各論演習 B	1
			小学校教科内容 (体育)	2
			保健体育学ゼミナールⅠ	1
			保健体育学ゼミナールⅡ	1
		選択科目	<u>スポーツ教育原理</u>	<u>2</u>
			<u>スポーツ社会学</u>	<u>2</u>
			<u>体育指導法演習</u>	<u>2</u>
			<u>ソフトボール</u>	<u>1</u>
			<u>剣道</u>	<u>1</u>
			<u>柔道</u>	<u>1</u>
			<u>スポーツ心理学</u>	<u>2</u>
			<u>スポーツマネジメント論</u>	<u>2</u>
			<u>体育史</u>	<u>2</u>
			<u>武道指導論</u>	<u>2</u>
			<u>スポーツコーチング論</u>	<u>2</u>
			<u>サッカー</u>	<u>1</u>
			<u>バスケットボール</u>	<u>1</u>
			<u>バレーボール</u>	<u>1</u>
			<u>スキー実習</u>	<u>2</u>
			<u>学校と地域スポーツ</u>	<u>2</u>
			<u>スポーツと栄養</u>	<u>2</u>
			<u>発育発達学</u>	<u>2</u>
			<u>ハンドボール</u>	1
			<u>ラグビー</u>	<u>1</u>
			<u>テニス</u>	<u>1</u>

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_音楽教育コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		<u>ソルフェージュ</u>	<u>1</u>
		<u>創作表現Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏基礎(こえ)</u>	<u>1</u>
		<u>ピアノ伴奏法</u>	<u>1</u>
		<u>音楽学Ⅰ</u>	<u>2</u>
		小学校教科内容(音楽)	2
		<u>アンサンブル指揮法</u>	<u>1</u>
		<u>演奏基礎(ピアノ)</u>	<u>1</u>
		<u>合唱指導法(混声)Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>合唱指導法(混声)Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>合奏Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>和楽器アンサンブルⅠ</u>	<u>1</u>
		<u>スコアリーディング</u>	<u>1</u>
		<u>音楽学Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>音楽教育学研究各論演習Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>音楽教育学研究各論演習Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>音楽教育実践演習</u>	<u>2</u>
		選択必修科目	
		<u>演奏表現(こえ)Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(こえ)Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(ピアノ)Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(ピアノ)Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(こえ)Ⅲ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(こえ)Ⅳ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(ピアノ)Ⅲ</u>	<u>1</u>
		<u>演奏表現(ピアノ)Ⅳ</u>	<u>1</u>
		選択科目	
		<u>管弦(雅楽)Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>創作表現Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>合奏Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>音楽教育学</u>	<u>2</u>
		<u>創作表現Ⅲ</u>	<u>1</u>
		<u>創作表現Ⅳ</u>	<u>1</u>
		<u>同声合唱Ⅰ</u>	<u>1</u>
		<u>同声合唱Ⅱ</u>	<u>1</u>
		<u>合唱指導法(混声)Ⅲ</u>	<u>1</u>
		<u>合唱指導法(混声)Ⅳ</u>	<u>1</u>
		舞台表現演習(伝統音楽を含む。)	2
		<u>和楽器アンサンブルⅡ</u>	<u>1</u>
		<u>合奏Ⅲ</u>	<u>1</u>

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_音楽教育コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
			合奏Ⅳ	1
			合唱指導法(混声)Ⅴ	1
			合唱指導法(混声)Ⅵ	1
			同声合唱Ⅲ	1
			同声合唱Ⅳ	1
			和楽器アンサンブルⅢ	1
			和楽器アンサンブルⅣ	1
			合奏Ⅴ	1
			合奏Ⅵ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_美術・書道教育 (美術) コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	小学校教科内容 (図工)	2
			絵画・彫刻表現基礎A	1
			絵画・彫刻表現基礎B	1
			デザイン・工芸表現基礎A	1
			デザイン・工芸表現基礎B	1
			日本美術史概論	2
			絵画・彫刻表現研究A	1
			絵画・彫刻表現発展研究A	1
			絵画・彫刻表現研究B	1
			絵画・彫刻表現発展研究B	1
			デザイン・工芸表現研究A	1
			デザイン・工芸表現発展研究A	1
			デザイン・工芸表現研究B	1
			デザイン・工芸表現発展研究B	1
			美術理論Ⅰ	2
			美術科応用研究Ⅰ	1
			美術科応用研究Ⅱ	1
			デザイン・工芸史	2
			美術科発展研究Ⅰ	1
			美術科発展研究Ⅱ	1
		選択科目	デッサン論	2
			図法	2
			材料研究A	2
			材料研究B	2
			日本東洋美術史	2
			美術表現の基礎	2
			絵画基礎演習	4
			彫刻演習	2
			コミュニティとアート	2
			デザイン演習	2
			工芸制作Ⅰ	1
			工芸制作Ⅱ	1
			美術史演習Ⅰ	2
			美術史演習Ⅱ	2
			美術理論Ⅱ	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (教科教育専攻_美術・書道教育 (書道) コース)

科目区分		授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	コース専門科目	必修科目	
		仮名書法研究Ⅰ	1
		楷書法研究Ⅰ	1
		小学校教科内容 (書写)	2
		国文学概論A	1
		国文学概論B	1
		漢文学概論A	1
		漢文学概論B	1
		書道概論Ⅰ (書写を中心とする。)	1
		書道概論Ⅱ (書写を中心とする。)	1
		中国書道史	2
		日本書道史	2
		行書法研究Ⅰ	1
		草書法研究Ⅰ	1
		漢字作品制作Ⅰ	1
		仮名作品制作Ⅰ	1
		書鑑賞論	2
		選択科目	
		書道と文字学Ⅰ	2
		書道文化論Ⅰ	2
		楷書法研究Ⅱ	1
		行書法研究Ⅱ	1
		草書法研究Ⅱ	1
		仮名書法研究Ⅱ	1
		篆刻法演習	2
		板書実践指導	2
		篆書法演習	2
		隸書法演習	2
		漢字作品制作Ⅱ	1
		仮名作品制作Ⅱ	1
		書論研究	2
		書道研究基礎Ⅰ	1
		書道研究基礎Ⅱ	1
		書道と文字学Ⅱ	2
		書道文化論Ⅱ	2
		書道自由研究Ⅰ	1
		書道自由研究Ⅱ	1
		実用書式の研究	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (特別支援教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
教職教育科目群	教職基礎	必修科目	人権教育の基礎	1
		選択必修科目	人権教育の実践	1
			小・中一貫教育概論	1
	教職専門科目	必修科目	教育総論	1
			教職へのとびら	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全	2
			発達と学習の心理学	2
			特別支援教育の基礎	1
			道徳教育論	2
			総合的な学習の時間の指導法	1
			特別活動論	1
			教育課程論 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1
			教育方法論	1
			ICT活用の理論と方法	1
			生徒指導論	1
			進路指導論	1
			教育相談の理論と方法	1
			教育実習	5
			教職実践演習 (小・中・高)	2
	フラッグシップ指定科目	必修科目	ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			教職のための省察入門	1
			教科横断と探究学習Ⅰ	1
			教育データの活用Ⅰ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅰ	1
			学習者中心の授業デザインⅠ	1
			教職専門性と省察	1
		選択必修科目	教科横断と探究学習Ⅱ	1
			教育データの活用Ⅱ	1
			ファシリテーターとしての教員Ⅱ	1
			学習者中心の授業デザインⅡ	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (特別支援教育専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
	初等 教科 教育 法 科 目	必修科目	初等国語科教育法（書写を含む。）	1
			初等社会科教育法	1
			算数科教育法	1
			初等理科教育法	1
			生活科教育法	1
			初等音楽科教育法	1
			図画工作科教育法	1
			初等家庭科教育法	1
			体育科教育法	1
			初等英語科教育法	1
	学 校 イ ン タ ー ン シ ッ プ 科 目	必修科目	特別支援学校インターンシップ	2
		選択科目	教職インターンシップⅠ	2
			教職インターンシップⅡ	2
			連携協働活動演習	1
専攻専門科目群	小学 校 教 科 専 門 科 目	必修科目	国語（書写及びICTの活用を含む。）	1
			社会（ICTの活用を含む。）	1
			算数（ICTの活用を含む。）	1
			理科（ICTの活用を含む。）	1
			生活（ICTの活用を含む。）	1
			音楽（ICTの活用を含む。）	1
			図画工作（ICTの活用を含む。）	1
			家庭（ICTの活用を含む。）	1
			体育（ICTの活用を含む。）	1
			英語（ICTの活用を含む。）	1
	特別 支援 教 育 専 門 科 目	必修科目	特別支援教育総論	2
			知的障害者の心理・生理・病理	2
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2
			視覚障害教育	2
			聴覚障害教育	2
			知的障害教育	2
			肢体不自由教育	2
			病弱教育	2
			障害者の心理・生理・病理	2
			特別支援教育実践論	2
			発達障害教育	2
			特別支援教育実習	4

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (特別支援教育専攻)

科目区分		授業科目名称	単位数	
	選択科目 (領域により必修科目)	視覚障害心理	2	
		視覚生理・病理	2	
		聴覚障害心理	2	
		聴覚音声生理・病理	2	
		障害児アセスメント論	2	
		病弱者の心理・生理・病理	2	
		病弱者の心理と健康行動学	2	
		視覚障害指導論	2	
		聴覚障害指導論	2	
		知的障害指導論	2	
		肢体不自由指導論	2	
		障害児のキャリア教育	2	
		病弱指導論	2	
		選択科目	インクルーシブ教育システム基礎論	2
			障害理解教育論	2
	視覚障害アセスメント論		2	
	聴覚障害アセスメント論		2	
	点字指導法		2	
	視覚障害歩行指導法		2	
	言語指導法		2	
	手話学習の基礎		2	
	特別支援教育コーディネーター基礎論		2	
	ユニバーサルデザイン授業論		2	
	発達障害指導論		2	
	重複障害教育		2	
	言語障害教育		2	
	特別支援教育研究法		2	
	特別支援教育ゼミナールⅠ		1	
	特別支援教育ゼミナールⅡ	1		
	併修特別支援教育実習	3		
卒業研究			4	

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (小学校教育 (夜間) 5年専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
教養教育科目群	導入科目		大学入門ゼミ	1
	基盤教養科目 (分野別科目)		思索と芸術	1
			国際と地域	1
			歴史と社会	1・2
			人間と生活	1
			生命と環境	1
			数理情報と自然	1
			教育とキャリア	1
			多様性と共生社会	1
	グローバル教育科目		英語 I A	1
			英語 I B	1
			英語 II (外国語コミュニケーション)	2
			ドイツ語 I A	1
			ドイツ語 I B	1
			ドイツ語 II	1
			中国語 I A	1
			中国語 I B	1
			中国語 II	1
			韓国語 I A	1
			韓国語 I B	1
			韓国語 II	1
			国際協働学習	1
	体育科目		スポーツ実技 I	1
			スポーツ実技 II	1
	情報活用科目		情報活用基礎 I	1
			情報活用基礎 II	1
			情報活用基礎 III	1
教職教育科目群	教職基礎科目	必修科目	人権教育の基礎	1
		選択必修科目	特別支援教育の実践	1
			発達障害教育論	1
			保育と子ども	1
			人権教育の実践	1
	教職専門科目	必修科目	教育総論	1
			教職へのとびら	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全 a	1
			学校安全 b	1
			発達と学習の心理学 a	1
			発達と学習の心理学 b	1

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (小学校教育 (夜間) 5年専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
			特別支援教育の基礎	1
			道徳教育論 a	1
			道徳教育論 b	1
			総合的な学習の時間の指導法	1
			特別活動論	1
			教育課程論 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1
			教育方法論	1
			ICT活用の理論と方法	1
			生徒指導論	1
			進路指導論	1
			教育相談の理論と方法	1
			教育実習 I	2
			教育実習 II	3
			教職実践演習 (小)	2
	フラッグシップ指定科目	必修科目	ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			教職のための省察入門	1
			教科横断と探究学習 I	1
			教育データの活用 I	1
			ファシリテーターとしての教員 I	1
			学習者中心の授業デザイン I	1
			教職専門性と省察	1
			学習者中心の授業デザイン II	1
	初等教科教育法科目	必修科目	初等国語科教育法 (書写を含む。)	1
			初等社会科教育法	1
			算数科教育法	1
			初等理科教育法	1
			生活科教育法	1
			初等音楽科教育法	1
			図画工作科教育法	1
			初等家庭科教育法	1
			体育科教育法	1
			初等英語科教育法	1
	ブン学 科シタ校 目ッイ	必修科目	学校インターンシップ体験	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (小学校教育 (夜間) 5年専攻)

科目区分			授業科目名称	単位数
専攻専門科目群	小学校教科専門科目	必修科目	国語 a (書写及びICTの活用を含む。)	1
			国語 b (書写及びICTの活用を含む。)	1
			社会 a (ICTの活用を含む。)	1
			社会 b (ICTの活用を含む。)	1
			算数 a (ICTの活用を含む。)	1
			算数 b (ICTの活用を含む。)	1
			理科 a (ICTの活用を含む。)	1
			理科 b (ICTの活用を含む。)	1
			生活 a (ICTの活用を含む。)	1
			生活 b (ICTの活用を含む。)	1
			音楽 a (ICTの活用を含む。)	1
			音楽 b (ICTの活用を含む。)	1
			図画工作 a (ICTの活用を含む。)	1
			図画工作 b (ICTの活用を含む。)	1
			家庭 a (ICTの活用を含む。)	1
			家庭 b (ICTの活用を含む。)	1
			体育 a (ICTの活用を含む。)	1
			体育 b (ICTの活用を含む。)	1
			英語 a (ICTの活用を含む。)	1
			英語 b (ICTの活用を含む。)	1
	系列専門科目	必修科目	課題研究 I	1
			課題研究 II	1
		選択科目	教育学研究 I a	1
			教育学研究 I b	1
			学校インターンシップ I	2
			ものづくり教育研究 a	1
			ものづくり教育研究 b	1
			教育学研究 II a	1
			教育学研究 II b	1
			応用行動分析学 a	1
			応用行動分析学 b	1
			心理学特講 a	1
			心理学特講 b	1
			心理学研究法 a	1
			心理学研究法 b	1
			学校インターンシップ II	2

別表 3 (第4条第2項関係)

学校教育教員養成課程開設科目 (小学校教育 (夜間) 5年専攻)

科目区分				授業科目名称	単位数
		教科教育系列	選択科目	国語科学習指導研究 a	1
				国語科学習指導研究 b	1
				社会科学習指導研究 a	1
				社会科学習指導研究 b	1
				英語科学習指導研究 a	1
				英語科学習指導研究 b	1
				数学・数学教育研究 a	1
				数学・数学教育研究 b	1
				理科の実験Ⅰ a	1
				理科の実験Ⅰ b	1
				理科の実験Ⅱ a	1
				理科の実験Ⅱ b	1
				学校保健学 a	1
				学校保健学 b	1
				音楽科学習指導研究 a	1
				音楽科学習指導研究 b	1
				生活科学 a	1
				生活科学 b	1
				図画工作科学習指導研究 a	1
				図画工作科学習指導研究 b	1
				体育科学習指導研究 a	1
				体育科学習指導研究 b	1
卒業研究					4

別表 5（第 4 条第 5 項関係）

学校図書館司書教諭講習規程第 3 条に 定める科目及び単位		本学の開講科目及び単位	
		授業科目名称	単位
学校経営と学校図書館	2 単位	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2 単位	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2 単位	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2 単位	読書教育と図書館	2
情報メディアの活用	2 単位	情報メディアの活用	2

別表 7 (第 5 条関係)

【教員養成課程】

課程			科目					教養教育科目群					教職教育科目群					専攻専門科目群								自	卒	
								導	基	グ	体	情	教	教	フ	保	初	中	学	幼	領	小	系	専	コ			
			入	盤	ロー	育	報	職	職	ラ	等	等	校	稚	域	学	列	攻	ー	別	護							
			科	教	バル	科	活	基	専	ッ	教	教	イン	園	専	校	専	共	ス	支	教							
			目	養	教育	目	用	礎	門	指	科	科	タ	教	門	科	門	通	専	援	育							
			目	科	科目	目	科	科	目	定	目	目	ン	育	科	目	目	科	門	専	専							
学校教育 教員養成課程	幼小教育 専攻	幼児教育 コース	1	15	8	2	3	5	21	6	10			2	25	6	10						10	4	128			
		小学校教育 コース	1	15	8	2	3	5	25	12		10		2		5	10	14					8	4	124			
	次世代 教育専攻	教育探究 コース	1	12	8	2	3	2	25	12		10		2		10		2	30				7	4	130			
		ICT教育 コース ①	1	12	8	2	3	2	28	12		10	4	2		10		2	30				4	4	134			
		ICT教育 コース ②	1	12	8	2	3	2	26	12			12	2				2	48				4	4	138			
	教科教育専攻 (書道除く)		1	12	8	2	3	2	25	12		10	8	2		10			32				3	4	134			
	教科教育専攻 (書道)		1	12	8	2	3	2	28	12		10	4	2		10			32				4	4	134			
	特別支援教育専攻		1	12	8	2	3	2	25	12		10		2		10				32			7	4	130			
	小学校教育 (夜間)5年専攻		1	15	8	2	3	3	25	11		10		2		20	12						8	4	124			
	養護教諭養成課程			1	15	8	2	3	2	23	6				2							48	10	4	124			

【教育協働学科】

学科	科目	教養教育科目群					教 育 基 礎 科 目	専門教育科目				自 由 選 択 科 目	卒 業 研 究	合 計
		導 入 科 目	基 盤 教 養 科 目	教 育 コ ー ス バ ル	体 育 科 目	情 報 活 用 科 目		教育協働科目			専 攻 分 野 科 目			
								協 働 共 通 科 目	専 攻 共 通 科 目	演 習 科 目				
各専攻・コース		1	15	8	2	3	14	10	8	4	48	10	4	127

別表8（第14条関係）

課程・学科	専攻	コース等	自専攻・コース科目を履修することにより取得できる免許状	他専攻・コース科目を履修することにより取得できる免許状（※）
学校教育教員養成課程	幼小教育専攻	幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	
		小学校教育コース	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	中学校教諭一種または二種免許状 [国語・英語・社会・数学・理科・保健体育・音楽・美術] 高等学校教諭一種免許状 [国語・英語・地歴・公民・数学・理科・情報・保健体育・音楽・美術] 特別支援学校教諭一種免許状 [知・肢・病]
	次世代教育専攻	教育探究コース	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種または二種免許状 [国語・英語・社会・数学・理科・技術・家庭・保健体育・音楽・美術] 高等学校教諭一種免許状 [国語・英語・地歴・公民・数学・理科・工業・家庭・情報・保健体育・音楽・美術・書道] 特別支援学校教諭一種免許状 [知・肢・病]
		ICT教育コース	高等学校教諭一種免許状 [情報] 小学校教諭一種免許状※① 中学校教諭一種免許状 [数学] ※② 高等学校教諭一種免許状 [数学] ※②	中学校教諭一種または二種免許状 [国語・英語・社会・理科・技術・家庭・保健体育・音楽・美術] 高等学校教諭一種免許状 [国語・英語・地歴・公民・理科・工業・家庭・保健体育・音楽・美術・書道] 特別支援学校教諭一種免許状 [知・肢・病]
	教科教育専攻	国語教育, 英語教育, 社会科教育, 数学教育, 理科教育, 技術教育, 家政教育, 保健体育, 音楽教育, 美術・書道教育	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 [国語・英語・社会・数学・理科・技術・家庭・保健体育・音楽・美術] 高等学校教諭一種免許状 [国語・英語・地歴・公民・数学・理科・工業・家庭・保健体育・音楽・美術・書道]	中学校教諭一種または二種免許状 [国語・英語・社会・数学・理科・技術・家庭・保健体育・音楽・美術] 高等学校教諭一種免許状 [国語・英語・地歴・公民・数学・理科・工業・家庭・情報・保健体育・音楽・美術・書道] 特別支援学校教諭一種免許状 [知・肢・病]
	特別支援教育専攻		特別支援学校教諭一種免許状 [視・聴・知・肢・病] 小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種または二種免許状 [国語・英語・社会・数学・理科・技術・家庭・保健体育・音楽・美術] 高等学校教諭一種免許状 [国語・英語・地歴・公民・数学・理科・工業・家庭・情報・保健体育・音楽・美術・書道]
	小学校教育（夜間）5年専攻		小学校教諭一種免許状	
養護教諭養成課程			養護教諭一種免許状	
教育協働学科	教育心理科学専攻			
	健康安全科学専攻		中学校教諭一種免許状 [家庭] 高等学校教諭一種免許状 [家庭] 養護教諭一種免許状	
	理数情報専攻	自然科学コース	中学校教諭一種免許状 [理科] 高等学校教諭一種免許状 [理科]	
		数理情報コース	中学校教諭一種免許状 [数学] 高等学校教諭一種免許状 [数学]	
	グローバル教育専攻	英語コミュニケーションコース	中学校教諭一種免許状 [英語] 高等学校教諭一種免許状 [英語]	
		多文化リテラシーコース	中学校教諭一種免許状 [国語] 高等学校教諭一種免許状 [国語]	
	芸術表現専攻	音楽表現コース	中学校教諭一種免許状 [音楽] 高等学校教諭一種免許状 [音楽]	
		美術表現コース	中学校教諭一種免許状 [美術] 高等学校教諭一種免許状 [美術]	
	スポーツ科学専攻		中学校教諭一種免許状 [保健体育] 高等学校教諭一種免許状 [保健体育]	

※授与資格を取得するための要件は別に定める。なお、次世代教育専攻ICT教育コースの①②は別表7に対応し、他方の免許種（二種も可）を副免として相互に取得できる場合もある。